

# 長崎市手話言語条例を制定します(平成31年4月1日施行)

## 【制定の趣旨】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用しやすい環境を整備することにより、ろう者が支障なく日常生活および社会生活を営むことができ、ろう者とろう者以外の者が共に生きる地域社会を実現することを目的として制定

## 【責務及び役割】

### ①市の責務・役割

- ・手話への理解の促進及び手話の普及のための施策等の実施
- ・学校における理解の促進
- ・医療機関における手話の普及
- ・災害時等の支援

### ②市民の役割

- ・ろう者が手話を使用しやすい環境の整備
- ・手話に関する市の施策への協力

### ③事業者の役割

- ・ろう者が利用しやすいサービスの提供
- ・ろう者が働きやすい環境の整備

### ④市・市民・事業者の役割

- ・手話を必要とする旅行者等への配慮

## 【本市の主な事業・取組み】

- ・手話の普及啓発用パンフレットの配布
- ・市内中学校への手話通訳者等の派遣による手話に触れる機会の提供
- ・手話通訳者の養成及び派遣
- ・公民館等での手話講座実施
- ・市政テレビ番組「週刊あじさい」への手話通訳の導入 など

